

港長公示第 29-4 号

港則法第 37 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 28 日

千葉港長



千葉港千葉区第五区内における航泊禁止について

千葉港千葉区第五区内において、土砂投入工事が実施されるため、下記により船舶の航行及び停泊を禁止（当該工事作業に従事する船舶、港長が許可した船舶を除く）する。

記

1 期間

平成 29 年 11 月 30 日から平成 30 年 3 月 24 日

2 区域（別紙「航泊禁止区域」参照）

次の各地点を順次結んだ線及びニとイを結んだ線により囲まれた海面

イ 北緯 35 度 38 分 07.3 秒 東経 140 度 00 分 42.8 秒

ロ 北緯 35 度 37 分 55.3 秒 東経 140 度 00 分 57.4 秒

ハ 北緯 35 度 37 分 43.4 秒 東経 140 度 00 分 42.8 秒

ニ 北緯 35 度 37 分 55.4 秒 東経 140 度 00 分 28.2 秒

3 標識

2 項目の区域を明示するため、イ、ロ、ハ及びニの各地点に黄色灯付黄色塗灯浮標（4 秒 1 閃光、同期点滅大型）が設置される。

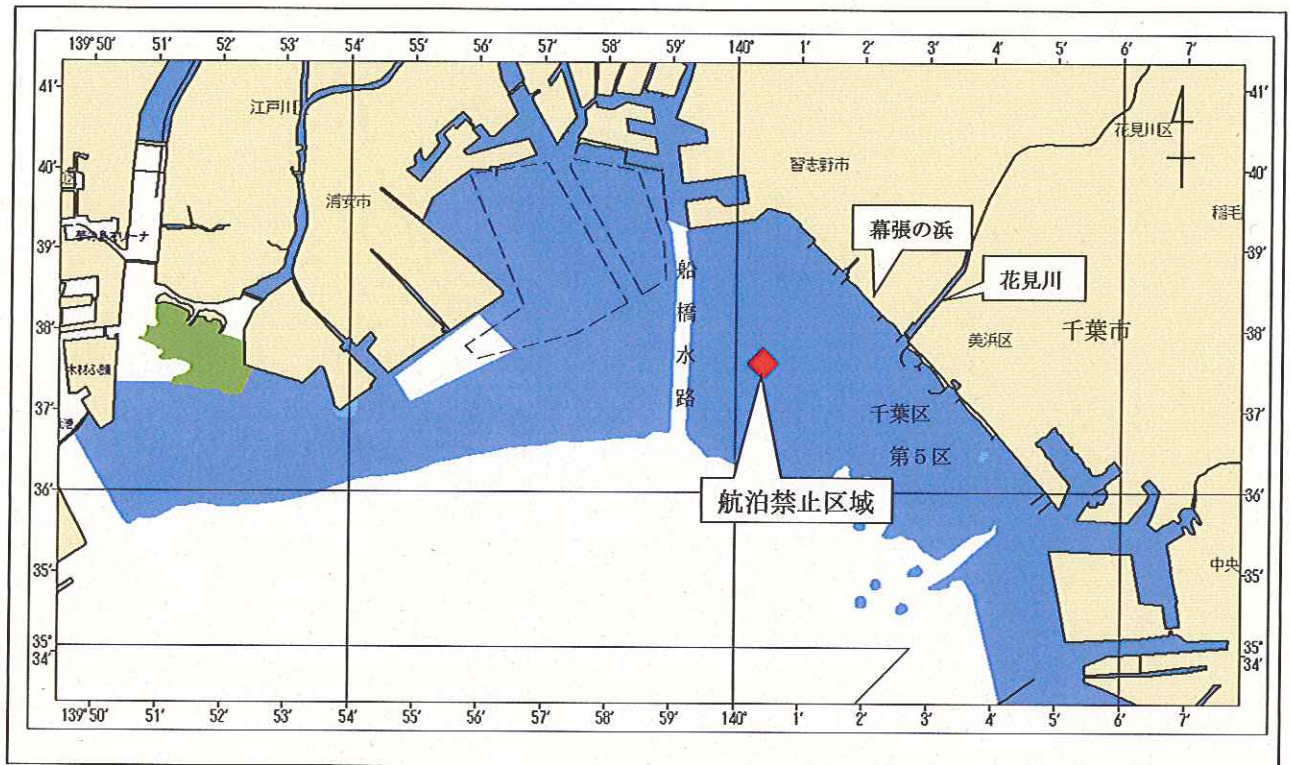
また、イとロ、ロとハ、ハとニ及びニとイの間に黄色灯付黄色塗灯浮標（4 秒 1 閃光、同期点滅小型）が、それぞれ 2 基設置される。

4 その他

工事期間中は周辺海域に警戒船 2 隻が配備される。

# 別紙

【航泊禁止区域】全体



【航泊禁止区域】拡大

